

(案) 1

外国人留学生福井県就職支援金実施要綱

(通則)

第1条 この要綱は、外国人留学生福井県就職支援金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、福井県内の企業または公的団体（以下、「県内企業等」という。）に就職が内定した日本国内に留学している外国人留学生（以下、「移住留学生」という。）を支援し、福井県における外国人留学生の就職促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 「外国人留学生」とは、日本の高等教育機関（学校教育法で規定される大学（院）、短期大学、高等専門学校および専門学校（専門課程在籍者のみ）を指す。）に在籍または交換留学等により修学する日本国籍以外の留学生であり、満18歳以上の者をいう。
- (2) 「県内企業」とは、福井県内に本社または支社（事業所、支店、事務所、営業所等を含む）がある企業をいう。
- (3) 「公的団体」とは、福井県内に事務所を有する行政機関、財団法人、社団法人、商工会議所・商工会、特定非営利活動法人など、非営利を目的に公共的な活動を営む団体であり、法人格を有するものをいう。

(支援対象者)

第4条 この事業の対象となる移住留学生は、次に掲げる（1）から（6）をすべて満たす者とする。

- (1) 前条第1号に規定する者
- (2) 日本国内に在留資格「留学」等を有する者
- (3) 事業年度中に県内企業等に正規の社員の身分による就職が内定し、内定を受けた企業に就職し、2年以上福井県内に居住し、継続して就業する意思がある者
なお、申請者の責に帰することにより、2年以内に福井県外へ転居することとなった場合、もしくは離職した場合は、支援対象外となる。
(ただし、県外支社等への人事異動による県外への転居は除く。)
- (4) 住民基本台帳法の規定により福井県内の市町に登録し、現に福井県内に居住している者または県内企業等から受けた内定の日以降から入社日までに福井県内に居住を移す者
- (5) 就職が内定した県内企業等が暴力団等の反社会的勢力でないこと、また反社会的勢力との関係を有しないこと。反社会勢力からの出資等の資金提供を受

ける場合も対象外とする。

(6) 福井県および福井県国際交流協会が行う国際交流事業に協力できる者

(支給額)

第5条 公益財団法人福井県国際交流協会は、予算の範囲内において、1人につき1回限り、移住留学生の住居費について1人あたり月額2万円（内定日以降から就職までの月または同年度3月末までのいずれか早い方に限る。最大6ヵ月。）限度に支給する。

2 申請者多数の場合は、当年度の予算を、当年度の申請者数で均等割りにする。

(申請手続)

第6条 支援金の交付を受けようとする移住留学生は、外国人留学生福井県就職支援金申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、理事長宛に申請するものとする。

(1) 在籍している高等教育機関の学生証の写しまたは在学証明書（もしくは、卒業見込証明書・修了証明書等）

(2) 勤務する雇用先（企業）の雇用内定書（写し可）

(3) 在留カードの写し（両面）

(4) 助成金の振り込み先の金融機関（日本国内に限る）の口座情報が分かるもの（通帳の写しなど）

(5) 他県からの移住者については、福井県内に住所を有することを確認できる書類（例 賃貸契約書、社宅使用契約書等の写し）

2 前項による申請の受付期間は県内企業の内定を取得した年度の7月1日から同年度2月末日（消印有効）とする。

(交付の決定)

第7条 理事長は、申請書の内容を審査し、支援金の支給の可否を決定したときは、外国人留学生福井県就職支援金申請書支給決定通知書（様式2号）または不決定通知書（様式3号）により、申請者に通知するものとする。

(採用通知の提出)

第8条 第7条の規定により交付決定を受けた移住留学生は、申請書記載の企業等より正式な採用通知もしくは在職証明書を発行された場合、速やかにその写しを理事長宛に提出する。

(支援金の支給)

第9条 理事長は、第8条の規定により提出を受けた採用通知等で移住留学生の正式な就職が確認できた後、支援金を移住留学生に支給する。

(助成決定辞退等の届出)

第10条 第7条の規定により支援金の交付決定の通知を受けた者が、通知後に支給の全部または一部を辞退しようとするときは、外国人留学生福井県就職支援金申請書支給決定辞退届出書（様式4号）により、理事長に届け出なければならない。

(支援金の返還)

第11条 理事長は、支援金の支給を受けた者が、偽りその他不正な行為によって支援金の支給を受けたと認めるときは、外国人留学生福井県就職支援金申請書支給決定取消・返還通知書（様式5号）により、当事者に対して支給決定を取り消し、支給額全額を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。